

就学援助申請時の注意事項及び必要な添付書類について

●申請先について

紙面で申請をする方は、お子様が在籍または在籍予定の学校に申請書及び添付書類を提出してください。

なお、小中学校両方にお子様が通っている方は、小学校へ提出してください。

●申請上の注意事項

(1) 記入漏れのないようご注意ください。不備がある場合には、申請書に記載の電話番号へご連絡いたします。

なお、連絡がつかない場合や、指定する期日までに書類が整わない場合には、審査することができませんので、書類を返却することがあります。

(2) 申請にあたって不明な点がありましたら、奥州市教育委員会事務局学校教育課学事係にお問い合わせください。(電話 0197-34-1632)

●申請書に記載する世帯員について

・住民登録上、別世帯（世帯主が二人以上いる状態）であっても、同一の住居に住み、生計が同一（公共料金の契約が一つである場合等）であれば世帯員に含みます。

なお、一つの契約で、料金を折半していたとしても同一生計となります。

・単身赴任や入院者、市外へ転出している被扶養者（大学生等）も世帯員に含みます。

・二世帯住宅や、住民登録とは別の住居に住んでいる方が別生計の場合、別生計であることを証明する書類を提出してください。

（それぞれの契約者が記載された公共料金（電気、水道）の領収書、賃貸の契約書等）

※毎年度、記載誤りが多い項目ですので、記入する際はご注意ください。

●添付書類の確認

紙面での申請の場合は該当する書類の写し、オンラインでの申請の場合は PDF または写真の添付が必要です。ご確認ください。

☐ 援助費の受領に使用する口座の預金通帳（写）

※口座情報が明記された預金通帳の見開き 1 ページ

☐ 生活保護受給世帯である。

⇒生活保護開始決定通知書（写）

※該当する世帯は、以下の書類は不要です。

☐ 同一生計者のうち、1月1日時点で他市町村に住民登録がある方がいる。

⇒最新の課税所得証明書等（収入額、控除額、税額が分かるもの）

※1月1日時点で住民登録していた自治体から交付を受ける。

☐ 障害年金、遺族年金等を受給している方がいる。

⇒最新の改定通知書または支払通知書の写し

☐ 児童扶養手当を受給している方がいる。

⇒手当（認定）証書の写し

- ☐ 特別児童扶養手当を受給している方がいる。
⇒手当（認定）証書の写し
- ☐ 障がい認定を受けている。
⇒障がい者手帳（3級以上）の写し
- ☐ 大規模災害（激甚災害）により被災した避難者である。
⇒り災証明書の写し
- ☐ 離職中により雇用保険給付金等を受給している方がいる。
⇒雇用保険受給資格決定通知書の写し
※受給期間、日額が分かるもの
- ☐ 傷病手当の支給を受けている方がいる。
⇒傷病手当支給決定通知書の写し
- ☐ 大幅な収入の減少等がある。
⇒教育委員会事務局学校教育課学事係（電話 0197-34-1632）へお問い合わせください。